

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月26日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 藤井 徹生

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 音響調査データ解析業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和3年12月27日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望の金額を加算し、その入札者事業の100分の100に相当する金額とする）を、その入札書の110分の100に相当する金額を、その入札書の110分の100に相当する金額を加算し、その入札書の110分の100に相当する金額とする。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」、いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。

① 直接交付 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
札幌庁舎
電話 011-822-2176
FAX 011-822-3342

② 宅配便着払いによる交付 任意書式に「音響調査データ解析業務入札説明書宅配便に希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

③ メールによる交付 任意書式に「音響調査データ解析業務入札説明書メールアドレス」と記入し、社名、担当者名、メールアドレスを記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年8月3日（土）午前10時から午後5時（アドレスタは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質問を取りまとめ、回答は入札説明書にて公表すること。入札説明書に記載のとおり。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年8月11日 14時00分
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所札幌庁舎 2階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年8月11日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が
行う契約に係る情報の公表及び情報公開の取組」が掲載されている旨を、ご確認いただき、
要領を踏まえ、ご依頼の件について、ご返信いたします。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等に
おける不正防止の取組を行っている。取組のひととして、取引先の皆様に「国立研
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出し
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 音響調査データ解析業務
2. 業務目的 本業務は、北西太平洋さけ・ます分布調査（調査期間：2021/5/11～5/29）で実施した音響調査（調査期間：5/18～5/28）により採集された魚探データ等の調査結果を解析し、調査海域におけるさけます類の水平・鉛直分布にかかる情報の蓄積に資することを目的とする。
3. 納入場所 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4-1
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所
札幌庁舎
4. 履行期限 令和3年12月27日
5. 業務内容
 - 1) データの送付
当所より、北西太平洋さけ・ます分布調査において魚群探知機（SIMRAD EK80）で得られた魚探データを請負者に送付する。当該調査で実施した海洋観測結果、トロール曳網の結果及び体長組成等、昨年度の他の調査における魚探校正データも併せて送付する。なお送付は電子データを予定するが、これ以外に運送費が発生する場合は請負者が負担するものとする。
 - 2) データの確認
請負者は、データを受け取ってから速やかに内容の確認を行い、当所へ受領した旨、連絡を行うこと。データの欠損や不足等が判明した場合は、認識後速やかに当所へ連絡し、取扱いについて協議することとする。
 - 3) データ解析
請負者は、魚探データを音響解析ソフトウェア Echoview（Echoview Software 社製）を用い、送付された魚探データのうちライン航走時（原則04時～17時30分。ラインにより開始時間が異なるので、解析の際は提供資料を確認のこと）の38kHzの値を解析し、

200 m 以浅の層で観察される魚群反応以外の単体反応を水深層（20 m 以浅、20～40m、40～60m、60～100m、100～200m）毎 1 マイル毎に計数すること。雑音処理として-70db の閾値以下の雑音及び船舶雑音等（船体動揺、泡切れ、海底の急な突起等）の削除を行うこと。また上記魚探データ以外の結果（38kHz 以外の周波数及び昼間ライン航走時以外の魚探データ）についても適宜確認し、必要に応じて魚探反応に対応する生物種の判定などを含む分布の推定に使用すること。

上記の解析によって得られたデータを元に、以下のデータを含む表を CSV 形式のファイルとして作成し、各反応の魚種組成（さけます個体か否か）を決定する。さけます個体は、プランクトン計量システム（EPCS）の Temp の 1 マイル毎の平均値が、14℃以下で観察された単体反応とすること。また、魚種決定においては適宜担当者との協議すること。

- ① 水平方向 1 マイル、鉛直方向各水深層（20 m 以浅、20～40m、40～60m、60～100m、100～200m）毎の単体反応計数データ
- ② ①に対応した音響調査航走ライン上水平方向 1 マイル毎の EPCS の Sal、Temp、Chlorophyll データの平均値
- ③ 上記の基準によりさけます類と識別した水平方向 1 マイル鉛直方向各水深層の個体数
- ④ 解析に用いた Echoview 解析データ（.EV 形式）

4) 納入成果物等

- ・ 成果物は電子データとして各 2 部作成すること。
- ・ 業務完了後は、報告書及び上記の①～④のデータを保存した電子媒体（CD-R 等）2 部を速やかに納入すること。また、送付した音響データ及び野帳のファイルを全て返却する。なお、送付にかかる経費は請負者が負担するものとする。

6. その他

- (1) 作業中に疑義が生じた場合は担当者と適宜打合せを行い、合意を得たうえで作業を進行すること。
- (2) 提出された分析結果について、担当者が確認を行い、不備が発覚したときは全面やり直しを命ずる場合がある。
- (3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。